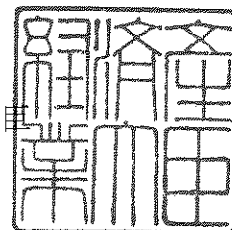


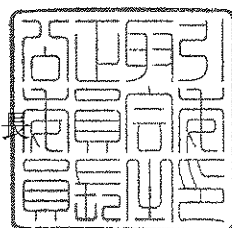
20131023 中 第 2 号
公 取 企 第 1 5 1 号
平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日

関係事業者団体代表者 殿

経 済 産 業 大 臣



公正取引委員会委員長



下請取引の適正化について

我が国の景気は、緩やかに回復しつつあるものの、海外景気の下振れ等が、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっており、下請事業者をはじめとした中小企業・小規模事業者の多くが依然として厳しい対応を迫られております。

こうした経済状況を踏まえ、公正取引委員会及び経済産業省は、下請代金支払遅延等防止法（昭和 3 1 年法律第 1 2 0 号。以下「下請法」といいます。）違反行為への迅速かつ的確な対応を行うとともに、親事業者等に対する下請法の普及啓発を行っております。

下請法は「下請代金の支払遅延」、「下請代金の減額」、「買ったたき」等の行為を禁止するものです。平成 2 4 年度においても、違反した親事業者に対して、支払遅延については下請代金を速やかに支払わせ、下請代金の減額については減額分を下請事業者に返還させるなど勧告・指導を行っているところ、公正取引委員会及び経済産業省は、本年度も一層、下請法の迅速かつ的確な運用に努めてまいります。

公正取引委員会においては、下請取引の適正化を一層推進する観点から、下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等の内容を説明するとともに相談受付等を行う「移動相談会」、下請法に関する基礎的な説明を行う「下請法基礎講習会」、下請法に関する一定の知識を有する者に対し具体的な事例を中心とした説明を行う「下請法応用講習会」、過去に下請法違反がみられた業種等に一層の法令遵守を促すことを目的とした「業種別講習会」を実施しております。

経済産業省においては、下請法の法令遵守の徹底を促すため、累犯により改善指導を受けた親事業者等の役員等への特別事情聴取の実施、全国47の県庁所在地にて企業の調達者等を対象とした下請法の講習会を開催、業種の特性に応じた違反行為や望ましい取引事例を解説する下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）説明会の開催等を実施しております。

冒頭で触れました現下の経済状況では、原材料価格等の上昇による影響が立場の弱い下請事業者に不当にしわ寄せされることのないよう配慮することが必要です。

特に、これから年末にかけての金融繁忙期を迎えるに当たり、下請事業者の資金繰り等について一層厳しさを増すことが懸念され、親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないよう配慮することが期待されます。また、適切な対価の決定など、親事業者が下請取引の適正化に取り組むことは、下請事業者の利益の確保につながり、下請事業者の従業員の賃金上昇、雇用の増大等を通じて、経済の好循環の実現につながることが期待されます。

貴団体におかれましては、このような状況を十分に認識いただき、下請事業者への不当なしわ寄せが生ずることのないよう、前記趣旨及び別紙1の記載事項について、改めて貴団体所属の事業者に対し周知徹底を図り、下請取引の適正化を指導されるよう強く要請いたします。

さらに、今次の消費税率の引上げに際して、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）が平成25年6月5日に成立し、平成25年10月1日から施行されています。

貴団体におかれましては、減額や買いたたき等による消費税の転嫁拒否等の行為を行うことのないよう貴団体所属の事業者に対し周知徹底を図っていただくよう併せて強く要請いたします。

最近では、法令遵守意識の高まりを受け、企業の中には自主的に様々な工夫を施し下請法の趣旨を分かりやすく社内で説明するなど、下請法の理解が深まるような取組を積極的に行っている事例もあります。貴団体におかれましても、このような取組を貴団体所属の事業者に推奨していただきたいと思います。

大手企業の中にも依然として法令遵守が徹底していない事例がみられ、減額、支払遅延などの下請法違反行為が行われ、改善指導や勧告の対象となった親事業者も存在します。勧告の対象となった場合には事業者名等の公表を行うことから、このような事態の生じることのないよう、貴団体所属の事業者の下請法遵守の重要性を周知いただきたいと思います。

また、貴団体所属の下請事業者に対しては、下請取引に関し親事業者による下請法違反のおそれのある行為を受けた場合には、積極的に別紙2記載の相談窓口又は「下請かけこみ寺」に相談するよう御指導方お願いいたします。